

新しい補助制度のお知らせ

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します！

市では、危険なコンクリートブロック塀等の倒壊による危害の発生を防止し、市民生活の安全を確保するとともに震災に強いまちづくりを推進するため、危険なコンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。



補助の対象となる方は？

- 1) 危険コンクリートブロック塀等を所有している人
- 2) 市税等を滞納していない人

補助の対象となる危険コンクリートブロック塀等は？

次に該当するもので、倒壊した場合において、道路を通行する者に危害を及ぼす恐れ又は通行の支障となる恐れがあると市長が認定したもの。

- 1) 補強コンクリートブロック造又は組積造（コンクリートブロック造、石造、レンガ造等）

※ 門扉や門柱等及び万年塀等の組積造でないものは補助対象外です。

- 2) 道路に面していること。

- 3) その他

※ 補助金交付の対象となる回数は、同一敷地につき1回限りです。

※ 所有されているブロック塀等が補助の対象となるかは、申込を受けて、市の職員が事前調査を行います。

※ 申請前に契約または工事着手すると補助金は受けられません。

補助金の額

危険なコンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の1/2以内の額で**上限10万円**

お問い合わせ

詳しいことは、**都市整備課都市整備室建築住宅班**(TEL 0479-21-3511)へお問い合わせください。

危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付手続きの流れ

